

(写)

長門市告示第 193 号

令和 3 年 9 月長門市議会定例会招集告示（令和 3 年長門市告示第 186 号）の付議事件に次のとおり追加する。

令和 3 年 9 月 21 日

長門市長 江 原 達 也

追加付議事件

議案

第 20 号 令和 3 年度長門市一般会計補正予算（第 5 号）

第 21 号 令和 2 年度長門市一般会計歳入歳出決算の認定について

第 22 号 令和 2 年度長門市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 23 号 令和 2 年度長門市湯本温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 24 号 令和 2 年度長門市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 25 号 令和 2 年度長門市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

報告

第 3 号 権利の放棄について

第 4 号 令和 2 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

令和 3 年 9 月

長門市議会定例会

追 加 議 案

目 次

議案

- 第 20 号 令和 3 年度長門市一般会計補正予算（第 5 号）
- 第 21 号 令和 2 年度長門市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 22 号 令和 2 年度長門市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 23 号 令和 2 年度長門市湯本温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 24 号 令和 2 年度長門市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 25 号 令和 2 年度長門市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

報告

- 第 3 号 権利の放棄について
- 第 4 号 令和 2 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

議案第 21 号

令和 2 年度長門市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 2 年度長門市一般会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

令和 3 年 10 月 1 日提出

長門市長 江 原 達 也

議案第 22 号

令和 2 年度長門市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 2 年度長門市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

令和 3 年 10 月 1 日提出

長門市長 江 原 達 也

議案第 23 号

令和 2 年度長門市湯本温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 2 年度長門市湯本温泉事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

令和 3 年 10 月 1 日提出

長門市長 江 原 達 也

議案第 24 号

令和 2 年度長門市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 2 年度長門市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

令和 3 年 10 月 1 日提出

長門市長 江 原 達 也

議案第 25 号

令和 2 年度長門市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 2 年度長門市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

令和 3 年 10 月 1 日提出

長門市長 江 原 達 也

報告第 3 号

権利の放棄について

長門市債権管理条例（平成 28 年長門市条例第 6 号）第 12 条第 1 項の規定に基づき、市の債権について下記のとおり債権を放棄したので、同条第 2 項の規定により市議会に報告する。

令和3年10月1日提出

長門市長 江 原 達 也

記

長門市債権管理条例第 12 条第 1 項により放棄する債権一覧（令和 2 年度執行）

(単位:人、件、円)

債 権 名	計	放棄の事由
		第 1 号 時効満了
ケーブルテレビ使用料 (人数)	39	39
	(件数) 374	374
	(金額) 498,480	498,480
インターネット使用料 (人数)	5	5
	(件数) 31	31
	(金額) 109,440	109,440

※第2号（破産等）、第3号（相続人なし等）、第4号（徴収停止3年）、第5号（強制執行済み）及び第6号（生活困窮）については該当なし

報告第 4 号

令和 2 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

令和 2 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を別紙のとおり算定したので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、監査委員の意見を付けて報告する。

令和 3 年 10 月 1 日提出

長門市長 江 原 達 也

健全化判断比率及び資金不足比率報告書

I. 健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	6.6	16.3
(13.01)	(18.01)	(25.0)	(350.0)

備考

- 1 実質赤字額及び連結実質赤字額がない場合は、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は「—」で表示しています。
- 2 括弧 () 内の数値は、本市の早期健全化基準を表示しています。

II. 資金不足比率

(単位：%)

会 計 名	資金不足比率	備考
水道事業会計	— (20.0)	
下水道事業会計	— (20.0)	
湯本温泉事業特別会計	— (20.0)	

備考

- 1 資金不足額がない場合は、資金不足比率は「—」で表示しています。
- 2 括弧 () 内の数値は、経営健全化基準を表示しています。